

民主党提出 日本国教育基本法(案) 衆議院提出法案(2006年5月23日提出)と
参議院提出法案(2006年11月17日提出)の異同

教育基本法「改正」情報センター

○前文

第5段落「更に、自立し・・・」(衆)が「さらに、自立し」(参)に修正。

○第一条(教育の目的)

衆議院提出「教育は、人格の向上発展を目指し、日本国憲法の本質に基づく真の主権者として、人間の尊厳を重んじ、民主的で文化的な国家、社会及び家庭の形成者たるに必要な資質を備え、世界の平和と人類の福祉に貢献する心身ともに健やかな人材の育成を期して行われなければならない。」

参議院提出「教育は、人格の向上発展を目指し、日本国憲法の本質に基づく真の主権者として、人間の尊厳を重んじ、男女の平等を尊重し、民主的で文化的な国家、社会及び家庭の形成者たるに必要な資質を備え、世界の平和と人類の福祉に貢献する心身ともに健やかな人間の育成を期して行われなければならない。」

○第二条(学ぶ権利の保障)の「目的の尊重のもとに」(衆)が「目的の尊重の下に」(参)に修正。

○第十一条(地域における教育)の「連携のもとに」(衆)が「連携の下に」(参)に修正。

○附則第一条(施行規則)

衆議院提出「この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第二項から第四項までの規定は、別に法律で定める日から施行する。」

参議院提出「この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第二項から第四項までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。」

○附則第三条の追加(参議院提出法案に以下の条文が追加される。)

(学校教育法の一部改正)

第三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第百十一条 義務教育の期間及び当該期間に係る学校教育に関する制度については、日本国教育基本法(平成十八年法律 第号)の施行後三年以内に、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(附則第四条以下の条文番号の修正)